

## 成人年齢が18歳になりました

民法改正に伴い4月より成人年齢が、20歳から18歳に引き下げられました。

最も大きな変更点は、18歳以降は、親の承諾がなくてもひとりで契約を結べるようになったところです。

従来、高校を卒業して20歳になるまでの2年間に、進学のための契約や賃貸アパート契約、携帯電話契約等、内容が複雑で金額が大きい契約については、親の承諾とサポートを得ながら契約をしてきましたが、これからは自身の判断で契約が可能です。

親に反対されても、自身の意思により契約が可能になることをメリットと捉えることもできます。大人は、若い新成人の契約意思を知ると、過剰に心配し反対しがちですが、そんな大人を面倒だと捉えず、自分をサポートしてくれる存在だと頼りにしてください。そのためには大人に説明できる程度に契約内容を理解することが大切です。大人も彼らの意思を尊重し、契約内容の理解や注意を促すサポートを心掛けてほしいと願います。

一方、契約とは法的拘束力を持った、権利義務関係です。購入した側は、代金を払う義務があり、購入したモノやサービスの引き渡しを受ける権利があります。販売した側は、代金を請求する権利があり、販売したモノやサービスを相手へ引き渡す義務があります。

また、契約は原則、口頭で成立します。一旦成立した契約は、原則として一方的にやめることはできません。

「法的拘束力がある」とは、相手が義務を果たさない場合、自身の権利を行使するために法的手段をとることができるということです。契約とは、責任を伴う行為です。安易な契約は避けてほしいと願います。

成人年齢の引き下げに伴い、未成年者契約の取り消し可能年齢も引き下げされました。これまでは20歳未満の者が親の承諾なしにした契約は取り消しが可能でしたが、その年齢が2年早まりました。未成年者取り消しの制度は、悪質業者に対し未成年者を勧誘対象としない抑止力がありますが、それが2年間短くなったということです。悪質な業者は、新成人を狙います。

トラブルを避けるためには、知識と経験が必要です。契約をするときには十分に契約の内容やリスクを理解し、本当に必要な契約か無理なく支払えるかななどをよく考え、家族など周囲の人の意見も聞き、慎重に行いましょう。重要な判断を下す前には、信用のおける情報を得ることはとても大切です。まずは、国民生活センター（[HPhttps://www.kokusen.go.jp/](https://www.kokusen.go.jp/)）や消費者庁（[HPhttps://www.caa.go.jp/](https://www.caa.go.jp/)）のホームページを参考にしてください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

# 小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)